

## 短期入所利用料金目安(1日あたり)

区分	介護度	サービス利用に係る自己負担額	夜勤職員配置加算	看護体制加算Ⅱ	機能訓練体制加算	サービス提供加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱ	処遇改善加算Ⅰ	居住費	食事代	合計自己負担(1日あたり)
第2段階	要支援1	¥529	¥18	¥8	¥12	¥18	¥10 (1回/月)	¥78	¥880	¥600	¥2,117
	要支援2	¥656						¥96			¥2,262
	要介護1	¥704						¥106			¥2,346
	要介護2	¥772						¥116			¥2,424
	要介護3	¥847						¥126			¥2,509
	要介護4	¥918						¥136			¥2,590
	要介護5	¥987						¥146			¥2,669
第3段階①	要支援1	¥529	¥18	¥8	¥12	¥18	¥10 (1回/月)	¥78	¥1,000	¥1,000	¥2,929
	要支援2	¥656						¥96			¥3,152
	要介護1	¥704						¥106			¥3,236
	要介護2	¥772						¥116			¥3,314
	要介護3	¥847						¥126			¥3,399
	要介護4	¥918						¥136			¥3,480
	要介護5	¥987						¥146			¥3,559
第3段階②	要支援1	¥529	¥18	¥8	¥12	¥18	¥10 (1回/月)	¥78	¥1,300	¥1,300	¥3,307
	要支援2	¥656						¥96			¥3,452
	要介護1	¥704						¥106			¥3,536
	要介護2	¥772						¥116			¥3,614
	要介護3	¥847						¥126			¥3,699
	要介護4	¥918						¥136			¥3,780
	要介護5	¥987						¥146			¥3,859
第4段階	要支援1	¥529	¥18	¥8	¥12	¥18	¥10 (1回/月)	¥78	¥1,370	¥1,300	¥4,233
	要支援2	¥656						¥96			¥4,378
	要介護1	¥704						¥106			¥4,444
	要介護2	¥772						¥116			¥4,540
	要介護3	¥847						¥126			¥4,625
	要介護4	¥918						¥136			¥4,706
	要介護5	¥987						¥146			¥4,785
第4段階(2割負担)	要支援1	¥1,058	¥36	¥16	¥24	¥36	¥20 (1回/月)	¥157	¥2,066	¥1,530	¥4,871
	要支援2	¥1,312						¥192			¥5,160
	要介護1	¥1,408						¥213			¥5,329
	要介護2	¥1,544						¥232			¥5,484
	要介護3	¥1,694						¥253			¥5,655
	要介護4	¥1,836						¥273			¥5,817
	要介護5	¥1,974						¥292			¥5,974
第4段階(3割負担)	要支援1	¥1,587	¥54	¥24	¥36	¥54	¥30 (1回/月)	¥235	¥2,066	¥1,530	¥5,508
	要支援2	¥1,968						¥288			¥5,942
	要介護1	¥2,112						¥319			¥6,195
	要介護2	¥2,316						¥348			¥6,428
	要介護3	¥2,541						¥379			¥6,684
	要介護4	¥2,754						¥409			¥6,927
	要介護5	¥2,961						¥438			¥7,163

送迎をご利用時には、片道(184円)、往復(368円)の料金が発生いたします。

※上記利用料金は、おおよその額で実際の負担金は変わる場合があります。

### 利用者負担段階

第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計80万円以下で、預貯金額等が650万(1650万円)以下の方
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計80万円～120万円以下で、預貯金額等が550万(1550万円)以下の方
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計120万円超で、預貯金額等が500万(1500万円)以下の方
第4段階	・上記以外の方

※利用者負担段階による負担の軽減を受けるためには、各市町村への申請が必要です。ご自分の市町村の介護保険課で負担限度額認定の手続きを行ってください。